

# 令和5年度 就学援助費の申請について

塩尻市教育委員会・塩尻市辰野町中学校組合教育委員会

塩尻市では、経済的な理由でお困りの家庭を支援し、学校生活が経済的理由で妨げられることのないよう、学用品、学校給食費等の費用について、保護者の負担を軽減するための就学援助費を支給しています。就学援助費の対象者は、要保護児童生徒（生活保護世帯の児童生徒）と準要保護児童生徒（生活保護世帯に準じる児童生徒）の2つの区分があります。希望される方は、以下の認定要件を確認の上、別添の申請書に必要事項を記入して、6月23日（金）までに直接教育委員会に申請してください。認定された場合は、在籍校に学校給食費や校外活動費等の金額を確認しますので、御承知をお願いします。

## 1 認定要件及び必要書類

次のいずれかに該当する場合、申請をすることができます。御不明な場合は9に○をしてください。

	区分	認定要件	申請書以外の必要書類
1	要保護	生活保護を受けている。(修学旅行費のみが支給対象です。)	必要ありません。
2	準要保護	世帯員が母子・父子・障害の特例による市町村民税の非課税措置又は減免を受けている。	必要ありません。
3	準要保護	ひとり親家庭に支給される児童扶養手当（全額）の支給を受けている。(一部支給の方は9で所得要件を満たせば対象です)	必要ありません。
4	準要保護	今年度又は昨年度に生活保護が停止又は廃止となった。	必要ありません。
5	準要保護	個人事業税又は固定資産税の減免を受けている。(家屋新築による減免等は除きます)	減免決定通知書の写し
6	準要保護	国民年金の保険料の免除を受けている。	国民年金保険料の免除の承認を受けていることを証明する書類の写し
7	準要保護	国民健康保険税（料）の減免又は徴収猶予を受けている。	国民健康保険税（料）の減免又は徴収猶予を受けていることを証明する書類の写し
8	準要保護	社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けている。	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
9	準要保護	その他の理由で経済的に困っている。(世帯構成による所得要件があります) 【所得要件の例】30代の夫婦と小学生2人の4人世帯の場合は、世帯全員の合計の所得が 2,967,200 円以下（※1）であれば対象です。 ※1：年間（令和4年度の就学援助費の場合、令和3年1月～12月）の所得です。計算は収入ではなく所得で行います。上記の所得額 2,967,200 円は、給与収入の場合は約 438 万円となります。	原則必要ありません。 ただし、令和4年1月1日に住民登録が塩尻市にない方は、住民登録されていた市区町村の住民税課税（または非課税）証明書又は年間の所得が分かる書類（源泉徴収票等）を提出してください。 ※令和3年1月～12月の所得が対象です。

## 2 申請書記載の注意点

- (1) 同じ世帯に小学生と中学生がいる場合は、小学校、中学校ごとに申請書を記載し、それぞれ提出してください。同じ学校に複数の児童生徒がいる場合は、1枚の申請書のみ提出し、最年少の児童生徒（同学年の場合は、クラスの数字が小さい児童生徒）を一番上に記載してください。

(裏面も御覧ください)

- (2) 所得等調査同意欄の押印漏れや、上記の必要書類の添付漏れに御注意ください。
- (3) 世帯内に一人でも年末調整、所得税の確定申告又は市・県民税の申告等をしていない者がいる場合、認定審査ができない場合があります。
- (4) 住民票上別世帯であっても、住所が同じ者（同居者）全員を同一世帯として判定しますので、申請書に同居者全員を記入してください。単身赴任等で父母の住民票が別の場合も同一世帯として判定しますので、必ず全員を記載してください。同一世帯の人数が多いと、その分需用費が高くなり、認定される可能性が高くなる場合もありますので、正確に記載してください。

**3 支給予定額**（国の単価に基づくため、変更の可能性有） 単位：円

区分		学用品費・通学用品費	給食費	新入学学用品費（※1）	校外活動費（上限額）	修学旅行費（※2）	医療費（※3）	部活動用具費	卒業アルバム等購入費（※5）		
小学校	1年	11,630	47,520	54,060	1,600	/	実費	/	/		
	2～4年	13,900								5,290（宿泊なし） 1,600、宿泊あり 3,690	
	5年				1,600						実費
	6年										
中学校	1年	22,730	55,440	63,000	8,520（宿泊なし） 2,310、宿泊あり 6,210	/	実費	/			
	2年	25,000							/	実費	
	3年				実費						

※1：中学校1年生の新入学学用品費は小学6年の3月に、小学校1年の新入学学用品費は年長児の3月に支給され（前倒し支給）、上記金額との差額は就学援助費認定後、8月に支給されます。前倒し支給を受けていない就学援助費認定者は、8月に支給されます。

※2：修学旅行費は、小遣い費（小遣いから支出するグループ行動の交通費、見学科は対象）及びミールクーポン代を除いた実額が対象です。

※3：むし歯、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病を学校の指示で治療する場合に限られます。福祉医療費現物給付自己負担分（1医療機関1カ月上限500円）を支給します。

※4：柔道部の柔道着、剣道部の防具・剣道着・竹刀・防具袋の購入費が対象で、上限は一人当たり30,150円です。該当する場合は教育委員会に御連絡ください。令和4年度内の購入が対象です。

※5：卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費を支給します。

**4 認定及び支給時期等**

- (1) 申請書の提出を受け、所得等の調査を行い、審査します。7月中旬から8月上旬までの間に審査結果を通知します。1年間の支給計画が記載されているので、紛失しないよう御注意ください。
- (2) 支給時期は、8月下旬（年額の四分の一）、10月下旬（年額の四分の一）、翌年2月下旬（年額の二分の一）、随時期です。

問い合わせ先 教育委員会事務局こども教育部教育総務課学校支援係  
TEL0263-52-0830（直通）